

喫煙室・喫煙所のご案内

2020年4月1日から原則室内禁煙の義務化（健康増進法の一部改正による）

喫煙ルーム



四国化成工業

柔軟な受注体制と特注対応でプランに合わせた

仕様をカスタマイズ！

目的に応じた憩える空間をご提案いたします！

古田鉄工所

10m以下であり、増改築としての建築確認は不要。

設置面積は、普通乗用車1台分程度面積で可能。

設置場所での工事は1日でスピード設置。



- 事業所の閉鎖系屋外喫煙所に！
- 工場内や倉庫内の喫煙専用室に！
- 豊富なサイズバリエーション

プラズマダッシュシグマ

排気設備不要！設置するだけの喫煙室！日鉄鉱業



YODOKO



受動喫煙防止対策助成金のご案内

健康増進法の改正により、2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されます。

職場で受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を助成金にて活用できます。

【対象事業主】

①労働災害補償保険の適用事業主

②下記のいずれかに該当する中小企業事業主

小売業（常時雇用する労働者数 50人以下）（資本金または出資の総額 5,000万円以下）

サービス業（常時雇用する労働者数 100人以下）（資本金または出資の総額 5,000万円以下）

卸売業（常時雇用する労働者数 100人以下）（資本金または出資の総額 1億円以下）

その他の業種（農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など）

（常時雇用する労働者数 300人以下）（資本金または出資の総額 3億円以下）

*労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

③事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

【補助金対象】天井高が2.6m以上ある閉鎖系の喫煙室・受動喫煙を防ぐ為、屋外への排煙設備を設け

入口から室内への気流が0.2m/sec以上・専用表示版の設置等（対象外機種があり）

【助成内容】措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など

【助成率】 1/2（飲食店を営んでいる事業場は2/3） 上限額 100万円

【義務違反時の指導・命令・罰則】

違反した施設管理者には最大50万円

各種喫煙室が基準に適合しない場合は、管理者に最大50万円

禁煙に違反して喫煙した人は最大30万円

喫煙室の設置は2020年3月までに！

お問い合わせは